

議案第5号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(夜間看護手当)

第17条 夜間看護手当は、看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

3 略

(夜間看護手当)

第17条 夜間看護手当は、総合療育センターに勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。